相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市二五八番地、最後の住所北海道網走市駒場南二丁目三番一八号
被相続人　亡　田中　政代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
事務所北海道網走市南六条西二丁目四―一　フロムワンビル一階
相続財産管理人　川瀬　敏朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県東松島市浜市字中谷地一番地六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　石垣　輝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
事務所仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル八階佐々木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐々木雅康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市貞山一丁目四一番地一八、最後の住所宮城県石巻市貞山一丁目一五番七―一号
被相続人　亡　平田　安子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
宮城県石巻市穀町一二番一八号石巻駅前ビル二階いしのまき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　前田　拓馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸四九八番地一、最後の住所群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸四九八番地の一
被相続人　亡　久保田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
群馬県太田市西本町五七―一七　二階
相続財産管理人　弁護士　三角　俊文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区野沢二丁目六〇番地、最後の住所東京都世田谷区野沢二丁目一〇番一二号
被相続人　亡　岡本　哲彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島三丁目一五番、最後の住所東京都江東区大島五丁目三六番二―四〇五号
被相続人　亡　工藤　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺北三丁目一〇番、最後の住所東京都杉並区高円寺北三丁目一〇番一号
被相続人　亡　光岡　祥子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル一七階石澤・神・佐藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栃尾真理子（登録姓　島田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区関町北四丁目甲四四五番地、最後の住所東京都練馬区関町北三丁目二二番一一―二〇二号
被相続人　亡　鯉沼　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ＮＦＴ―ＡＮＮＥＸ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西落合一丁目五六番地、最後の住所東京都新宿区西落合一丁目一〇番一五号
被相続人　亡　小川　一義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山元　裕子（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区緑町一三番地、最後の住所横浜市西区西戸部町三丁目二八〇番地
被相続人　亡　大塚　勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
横浜市中区本町二丁目一〇番地　横浜大栄ビル四階
相続財産管理人　弁護士　武藤　一久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫前郡初山別村字初浦八五番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　金七　竹松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
事務所石川県珠洲市飯田町九部一二六番地
相続財産管理人　岡本　俊英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所石川県加賀市大聖寺永町五一番地
被相続人　亡　山本行雄こと　黄　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日
石川県金沢市駅西本町一丁目一五番一一号ロイヤルシティ二〇五号弁護士法人カリス金沢支部中澤法律事務所
相続財産管理人弁護士　中澤　彰孝

第２期決算公告

平成24年11月5日
埼玉県草加市両新田東町199番地４
仕込屋本舗株式会社
代表取締役　鈴木　洋子
貸借対照表の要旨
（平成24年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,433
	資産合計	**9,433**
負債及び純資産の部	流動負債	14,095
	負債合計	**14,095**
	株主資本	△ 4,662
	資本金	2,500
	利益剰余金	△ 7,162
	その他利益剰余金	△ 7,162
	（うち当期純損失）	(32)
	純資産合計	△ **4,662**
	負債・純資産合計	**9,433**